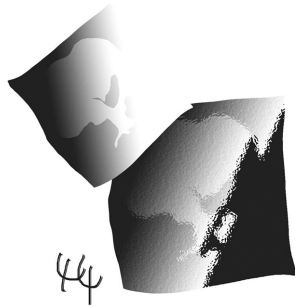


エッセイ



---

## 猫を拾ったこと

藤澤 治奈

---

### 猫の所有権の取得

今年の2月に猫を拾いました。もう少し正確にいうと、保護活動をされているご近所さんと一緒に、時折わが家に遊びに来ていた野良猫を捕獲しました。捕獲した当初は、TNR (Trap, Neuter, Return) を行う予定だったのですが、病院に連れて行ったところ、腎臓の病気が見つかり、猫は全身麻酔の大手術を受けることになりました。そして、術後の回復を待っているうちに、成り行きでわが家の猫になりました。

民法的にいえば、猫は動産で、私はその動産の占有者なのですが、気になるのは、私が猫の所有権を取得したのかどうかです。

動物の占有を取得した者が、その所有権を取得する制度として思い浮かぶのは、民法195条（動物の占有による権利の取得）でしょう。しかし、195条が適用されるのは「家畜以外の動物」ですので、同条に基づいてイエネコの所有権を取得することはできそうにありません。

そこで、動産の所有権を、売買などの取引行為によらずに取得（原始取得）する方法を探してみると、①無主物先占（民法239条1項）、②遺失物拾得（民法240条）、③時効取得（民法162条）があります。

野良猫といえば、所有者のいない猫、つまり無主物なので、野良猫を

所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得することができます（民法239条1項）。とはいえ、そう簡単ではない問題があります。上に述べたように、野生のイエネコはいないわけですから、野良猫は、迷い猫であったり、捨て猫であったり、はたまた、それらの猫の子孫だったりするはずです。迷い猫の場合には、どこかに所有者さんがいるので、「無主物」にはあたりません。捨て猫なら、元の所有者が所有権を放棄したのだから「無主物」であろう、と思われるわけですが、しかし、後で述べるように、所有権の放棄は簡単に認められるものでもなく、放棄が認められない場合には、やはり「無主物」にはあたりません。そして、野良猫の子は、民法88条が規定する「天然果実」に該当し、同法89条1項によれば「天然果実は、その元物から分離する時に、これを収取する権利を有する者に帰属する」ので、野良猫の所有者がどこかにいる場合には、その子猫も所有者の物になります。

以上のように、野良猫だからといって、いつでも無主物先占によって所有権を取得することができるわけではありません。どこかに所有者がいる場合には、野良猫は「遺失物」です（なお、遺失物法2条1項には「逸走した家畜」も遺失物に該当することが明示されています）。そこで、その所有権を取得するためには、遺失物拾得の制度によることになります。具体的には、まず、所有者の分からない物件（遺失物）を拾得した者は、速やかに拾得物を警察署長に提出しなければなりません（遺失物法4条1項）。そして、拾得物の提出を受けた警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、物件の種類及び特徴、物件の拾得の日時及び場所を公告します（同法7条1項）。この公告は3ヶ月間継続し（同条4項）、3ヶ月しても所有者が判明しない場合には、民法240条に基づき、拾得者が物件の所有権を取得することができます。

遺失物拾得の手続を経ずに猫の所有権を取得するには、時効制度によることも考えられます。ただ、10年又は20年の占有が必要ですので（民法162条）、猫の寿命が心配です。

そんなわけで、猫を拾ってしばらくして警察署に相談してみたところ、「探している人もいないようなので、そのままどうぞ…」といったお返事があり、私は無事に猫を無主物先占したようです。

### 猫の所有権の行使

猫の所有権を取得したからには、それを行使したくなります。民法の授業ではいつも、「所有者は所有物を自由に使用、収益、処分することができます」、「所有権は物に対する全面的な支配権なんですよ」といったお話をしています。手はじめに、所有物の使用として、猫のふわふわの毛皮を触ってみたり、抱っこしてみたりしようとしたのですが、猫は、近寄っただけで「シャー」と威嚇し、手を伸ばせば猫パンチを飛ばしてきます。猫の所有権は、全面的支配権という感じではありませんでした。猫は、所有権を頂点とする物権法秩序の外にいるようです。

結局、猫を撫でられるようになるまでには、ちゅーるや焼きカツオ、ねこじゃすり（これで撫でると猫が喜ぶ棒）などなど、多くの貢ぎ物が必要でした。そして、未だに抱っこすることはできません。お世話になっている獣医さんである太田先生（近くの動物病院の先生なのですが、『北里大学獣医学部 犬部！』（ポプラ社、2012年）、『犬は愛情を食べて生きている』（光文社、2021年）等に登場する有名な方でした）に、抱っこできないことを相談してみたところ、「猫の通り道にさりげなく座って、『よろしければどうぞ』という感じで待っていたら、いつか膝に乗ってくれるかもしれない」とのことでした。支配されているのは、私の方なのではないか、と気づきつつあります。

## 猫の所有権の行方

こうして、猫を撫でさせていただける日々が始まったのですが、ある問題が生じています。本稿の冒頭にあるように、猫を拾ったのは2月のことで、スギ花粉が飛散する時期だったので、うちの娘も私も、アレジオン等のアレルギー薬を毎日服用していました。その後、花粉の季節が終わったので、薬の服用をストップしたところ、目がかゆくなったり、くしゃみが出たり。「あれ？」と思って受診したところ、娘も私も、わりと重度の猫アレルギーでした。私は歳のせいか、そこまで酷い症状はないのですが、娘は本当に辛そうです。生活空間を分けたり、頻回に掃除をしたり、それなりの工夫をしているのですが、やはり辛そうです。だんだん症状が重くなっているような気がします。このまま猫と暮らし続けるのは難しいかもしれません。

当初は野良猫だったので、元に返せばいいではないか、と思う人もいるかもしれません。しかし、一度猫の所有権を取得してしまったのですから、事はそう簡単に運びません。所有権の放棄は、所有権を消滅させることを目的とする単独行為です。単独行為も法律行為の1つですから、それが公序良俗に反するときは、民法90条に基づき無効となります。そして、動物の愛護及び管理に関する法律44条3項は、愛護動物の遺棄を禁じ、遺棄に懲役又は罰金を科しています。この規定を踏まえると、猫の所有者がその所有権を放棄したとしても、公序良俗に反し無効と解される可能性があるのです。確かに、あんなにモフモフしてのんびりした可愛い生き物を放棄するなんて、公序良俗違反である気がします。そして、雨の日にずぶ濡れになる姿など想像すると、絶対に公序良俗違反だ、と確信が強まってきます。

そのようなわけで、猫の所有権を放棄する選択肢はないので、贈与契約（民法549条）に基づき、猫の所有権を承継取得してくださる方を探

しています。長いこと書いてきましたが、要するに「この猫を可愛がってくれる方いませんか？」というお話でした。

